

「とこペイ」アプリ利用規約

(目的)

第1条 所沢市（以下「市」という。）は、物価高騰に直面する市民の生活を支援するとともに、市内経済を活性化させることを目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対応電子商品券給付事業（以下「本事業」という。）を実施する。本事業の実施にあたっては、市及び市が本事業の一部を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が運営及び提供する所沢市電子商品券「とこペイ」（以下「とこペイ」という。）を使用する。本規約は、とこペイのスマートフォン用アプリケーション（以下「本アプリ」という。）の利用について、遵守する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

- (1)「市民」とは、令和8年2月1日時点で所沢市に住民登録がある者をいう。
- (2)「物価高騰対応電子商品券（以下「電子商品券」という。）」とは、二次元コードを付したカード（以下「コード付カード」という。）又はこれに代わる電子的な記録のことをいい、市が市民に対して給付し、電子決済を行うことができる商品券であり、市民が取扱店舗において商品・サービスの代価等に使用することができるものをいう。
- (3)「利用者」とは、電子商品券を使用する市民をいう。
- (4)「取扱店舗」とは、利用者が電子商品券を使用することができる店として市が指定するものをいう。
- (5)「対象商品等」とは、取扱店舗が一定額の電子商品券と引き換えに利用者に提供するものとして、市が承認した商品又はサービスをいう。
- (6)「電子商品券取引金額」とは、電子商品券使用取引において決済された電子商品券に相当する金額をいう。
- (7)「利用者用アプリ」とは、本アプリのうち、電子商品券の発行及び使用のために市民に対して提供するアプリケーションをいう。
- (8)「取扱店舗用アプリ」とは、本アプリのうち、電子商品券による決済及び同決済情報の確認のために取扱店舗に対して提供するアプリケーションをいう。
- (9)「本システム」とは、電子商品券の発行・管理システム（本アプリ及びコード付カードを含む。）をいう。
- (10)「アプリ利用特典」とは、電子商品券のうち、利用者用アプリで市が定めた方法により市民に付与されるものをいう。
- (11)「本サービス」とは、とこペイに係るサービス全てのことをいう。

(利用の同意)

第3条 本アプリは、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意した上で、利用されるものとする。

2 本アプリは、本規約のほか、本アプリの利用の前提となる Apple 社及び Google 社等のプラットフォームサービス提供事業者が定める当該プラットフォーム利用に関する規約に従って、利用されるものとする。

(利用登録)

第4条 利用者用アプリの利用希望者は、利用者用アプリを利用者端末にインストールし、利用者用アプリ内の登録フォームに定める必要事項を入力し、市に送信することにより利用登録を行うものとする。

2 取扱店舗用アプリの利用希望者は、市が定める方法で取扱店舗として登録され、取扱店舗用アプリを取扱店舗端末にインストールすることにより、利用登録を行うものとする。

(利用資格)

第5条 本アプリの利用希望者が次のいずれかの項目に該当する場合、市は本アプリの利用登録を承諾しないものとする。

(1)実在しない者の場合

(2)登録内容に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

(3)利用者が未成年であり、登録時に法定代理人等の同意などを得ていない場合

(4)反社会的勢力の団体員及び団体関係者に該当する場合

(5)登録時点で本規約違反等によりアカウントの停止処分中である場合又は過去に本規約違反等でアカウントの取消処分を受けたことがある場合

(6)その他、市が不相当と判断する場合

2 利用登録承諾後であっても前項に該当することが判明した場合、市は、アカウントを一時停止し、又は取り消すことができるものとする。

3 利用者用アプリにおいてアカウントが取り消しとなった場合には、市は、取り消しまでに市が付与したアプリ利用特典等を直ちに削除するものとする。

(アカウントの作成)

第6条 利用者は、利用者用アプリを利用する場合には、市の定めた情報を登録するものとする。

2 利用者は、前項の内容について、真正かつ正確な情報を登録するものとする。

3 利用者は、登録した情報に変更が生じた場合、速やかに修正するものとする。

4 利用者が未成年者である場合、法定代理人の同意を得た上で本アプリを利用するものとする。

5 本アプリの利用登録に年齢制限は設けないが、一部サービスの利用においては年齢制限を設ける場合がある。

6 利用者が登録したアカウントは、本アプリの運営が終了しない限り、存続するものとする。

(アカウントの削除)

第7条 利用者は、自己の責任及び負担で、市が定める方法によりアカウントを削除することができる。

- 2 アカウントを削除した時点で利用者の電子商品券の残高は失効する。
- 3 アカウントを削除した場合、利用者登録情報及び利用者が利用者用アプリ上で入力、送信、管理又は保管する情報は、市の裁量により、維持又は削除することとする。
- 4 利用者が誤ってアカウントを削除した場合、利用者用アプリに関する情報の復旧はできないものとする。
- 5 利用者が、第1項に定めるアカウントの削除を怠ったことにより、利用者には何らかの損害が発生した場合であっても、市は、市の故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負わない。

(利用者及び取扱店舗の責任)

第8条 利用者及び取扱店舗は、登録した情報を自らの責任で管理するものとする。

- 2 利用者は、市が定める方法により、パスワードの設定、変更及び再設定を行うことができることとする。
- 3 利用者が行った電子商品券の管理について、市は、一切の責任を負わない。
- 4 利用者又は取扱店舗が登録した情報の誤り等により、市からの発信又は発送物が届かない場合、市は、その責任を負わない。

(利用者及び取扱店舗の費用負担)

第9条 利用者及び取扱店舗は、次の費用を負担するものとする。

- (1)本アプリを使用するための端末等の取得及び使用に関する費用
- (2)本アプリを使用するための通信費
- (3)その他、本アプリを使用するための費用

(アプリ利用特典の取得)

第10条 アプリ利用特典を取得する方法は、コード付カードの二次元コードを、市が指定する方法で利用者用アプリのカメラ機能を使用して読み込み、残高移行する方法とする。

- 2 前項の方法により、コード付カードの残高移行を実行すると、コード付カードの情報が利用者用アプリに完全に移行され、コード付カードは電子商品券使用取引で使用できない。
- 3 アプリ利用特典取得数は、市が定める方法により別に定めるものとする。詳細は、利用者用アプリ等に掲示する。
- 4 市は、利用者の行為が利用者用アプリの使用に当たって適用される規約等（本規約を含む。）及び条件に従わなかった場合や、アプリ利用特典の取得方法等が不正又は虚偽によるものであると判明した場合等には、付与したアプリ利用特典を過去に遡及して取り消すことができる。
- 5 市は、利用者が取得し、又は取り消されたアプリ利用特典が、プログラムやシステムの不具合によって正しく反映されなかった場合は、市の権限により当該ポイントを調整し、正確なアプリ利用特典を本アプリに表示することができる。

(電子商品券の使用)

第11条 利用者は、市の指定する方法により次の各号のいずれかの手続きを行い、電子商品券を

取扱店舗との間の電子商品券使用取引の決済に使用することができるものとする。

- (1)利用者が、利用者用アプリを使用して取扱店舗に置かれた二次元コードを読み取り、利用者が対象商品等の金額を入力することで、本システム上から当該金額に相当する利用者の電子商品券残高が減算される方法。
 - (2)利用者が、利用者用アプリに表示又はコード付カード上の二次元コードを取扱店舗に提示し、取扱店舗が、取扱店舗用アプリを使用して当該二次元コードを読み取り、対象商品等の金額を入力することで、本システム上から当該金額に相当する利用者の電子商品券残高が減算される方法。
- 2 利用者が前項の方法により電子商品券の使用を行った際に、市は利用者の電子商品券残高を減少させるものとする。
 - 3 利用者用アプリを介して、対象商品等の金額に相当する利用者の電子商品券残高が減算され、本システム上、当該利用記録が完了したときに、支払いがなされたものとする。コード付カードの場合は、取扱店舗用アプリを介して、対象商品等の金額に相当するコード付カード残高が減算され、本システム上、当該利用記録が完了したときに、支払いがなされたものとする。
 - 4 市は、電子商品券を使用した利用者と取扱店舗との間の取引について、当事者としての責任を一切負わない。
 - 5 利用者と取扱店舗との取引後、債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合、利用者と取扱店舗との間で解決するものとし、市は、使用された電子商品券の返還等を一切行わない。

(電子商品券使用取引の取り消し等)

第12条 利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店舗との間で行った取引を取り消し、又は解除することができないものとする。利用者が取扱店舗から返金を受ける必要がある場合、利用者と取扱店舗の間の合意により行うものとし、市は一切の責任を負わない。

(電子商品券の残高確認方法)

第13条 電子商品券の残高は、利用者用アプリの画面で確認することができる。

(電子商品券の有効期限と失効)

第14条 電子商品券の有効期限は、市が定める。有効期限を過ぎた電子商品券は失効し、市は、その責任を一切負わない。

(取扱店舗の確認方法)

第15条 取扱店舗は、利用者用アプリの画面にて所定の操作を行うことにより、確認することができる。

(禁止事項)

第16条 利用者及び取扱店舗は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)本アプリの二次元コード並びに電子商品券を複製し、改変し、公衆送信し、若しくは貸与、譲渡、売買その他の方法により第三者に承継させ、又は第三者に使用させる行為
 - (2)本アプリの二次元コード並びに電子商品券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用する行為、又は電子商品券が偽造、変造又は改ざんされたものであることを知りながら使用する行為
 - (3)利用者用アプリを営利目的で利用する行為
 - (4)詐欺等の犯罪の恐れがある行為
 - (5)法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (6)公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある行為
 - (7)本サービス、市、委託事業者又は第三者の商標権、著作権、意匠権、特許権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
 - (8)第三者の財産、プライバシー、肖像権その他権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
 - (9)市若しくは第三者へのなりすまし行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
 - (10)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
 - (11)宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
 - (12)他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を不正に収集、開示又は提供する行為
 - (13)市のサーバ又はネットワークシステムに対し、不正な手段等を用いて運用に支障を与え、又はそれらを意図的に操作する行為
 - (14)市のシステムの不具合を意図的に利用する行為
 - (15)市による事業の運営を妨害する行為
 - (16)本規約に反する行為
 - (17)前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
 - (18)その他、市が不相当と判断した行為
- 2 利用者又は取扱店舗が前項各号のいずれかに該当する場合又はその恐れがあると市が認めた場合、利用者と取扱店舗の電子商品券使用取引を認めない場合がある。
 - 3 利用者及び取扱店舗が本条第1項に違反し、利用者又は取扱店舗に損害が生じた場合において、市は一切の責任を負わない。
 - 4 利用者及び取扱店舗は、本規約に違反したことにより市、利用者又は取扱店舗に損害が生じたときは、当該損害額について責任を負う。
 - 5 市は、本条第2項に基づき実施した措置に基づき利用者又は取扱店舗に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わない。

(補償等の対応方針)

- 第17条 利用者端末の紛失又は盗難等により、第三者に電子商品券を使用された場合、その使用に伴って利用者には生じた損害について市は一切の責任を負わない。
- 2 前項にかかわらず、利用者が利用者端末の紛失若しくは盗難の事実又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに市所定の方法により市あてに通知するものとする。

(相談窓口)

第18条 利用者及び取扱店舗は、本規約に関する問合せについて、専用コールセンター又は市が定める方法により行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第19条 利用者用アプリに関して、市及び委託事業者が取得した個人情報の取扱いについては、「とこпей」アプリプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」という。)が適用される。

2 市及び委託事業者は、取得した個人情報について、プライバシーポリシーにおける利用目的に限って使用する。

3 利用者は、プライバシーポリシーにおける利用目的の範囲内で、市及び委託事業者が、本アプリの運営に必要な情報を連携及び使用することについて、同意するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 利用者及び取扱店舗は、現在、次の各号のいずれにも該当しないものであり、かつ、将来にわたっても該当しないものでなければならない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に属する者

(2)暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3)暴力団準構成員又は暴力団関係企業に属する者

(4)総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団に属する者

(5)前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含む。)を有する者

(6)その他前各号に準じる者

2 利用者及び取扱店舗は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行ってはならない。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 市は、利用者が前項に定める事項のいずれかに違反した場合又はその疑いがあることが判明した場合、何らの催告を要することなく必要な措置を講じることができる。

4 市は、前項の規定により措置を講じた場合、当該措置によって利用者に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わない。

(本アプリの提供停止等)

第21条 市は、利用者又は取扱店舗が本項各号のいずれかに該当する場合又はその恐れがあるが

あると判断した場合、利用者又は取扱店舗に通知することなく、本アプリの提供の停止等の措置を講じることができる。

(1)本サービスに適用される規約等（本規約を含む。）に違反した場合

(2)電子商品券の利用状況に照らし、不適格であると認められる場合

(3)本アプリをマネーロンダリング等、不正な目的で利用した場合

(4)前各号に掲げるほか、市が合理的な理由により利用停止等が必要であると判断した場合

2 利用者が前項各号のいずれかの措置により、本アプリの提供が停止された場合、当該利用者が保有していた電子商品券残高は失効するものとする。また、取扱店舗が前号各号のいずれかの措置により、本アプリの提供が停止された場合、その時点での状況に応じ、市が必要な措置を講じることができるものとする。

3 市は、前二項に基づき実施した措置によって利用者又は取扱店舗に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わない。

4 市は、他の利用者その他のいかなる第三者に対しても、利用者の違反を防止又は是正する義務を負わない。

（本アプリの終了等）

第22条 市は、市が必要と判断する場合、本アプリの内容について全部又は一部を変更し、若しくはその提供を終了することができるものとする。

2 市は、本アプリについて、利用者にとって不利益な変更をする場合、若しくはその全部又は一部の提供を終了する場合、実務上合理的に可能な範囲と方法により、利用者に事前に通知するものとする。

（本アプリの利用停止等）

第23条 市及び取扱店舗は、本項各号に掲げる事由が生じた場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本アプリの全部又は一部を停止又は中止することができる。この場合、利用者は、電子商品券の全部又は一部を利用することができない。

(1)市の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本アプリを利用することができない場合

(2)システムの保守・点検等により、本アプリを停止する必要がある場合

(3)利用者用アプリ、取扱店舗用アプリ及びコード付カードの偽造、変造、若しくは不正利用がなされた場合又はその恐れがある場合

(4)法令又はこれに基づく措置により、本サービスの提供ができなくなった場合

(5)利用者、取扱店舗、市その他第三者の利益を保護するためにやむを得ない場合

(6)前各号に掲げるほか、市が合理的な理由によりやむを得ず本サービスの停止又は中止が必要であると判断した場合

2 前項の対応により利用者に電子商品券の失効、その他損害が生じた場合、市の故意又は重過失によるものである場合を除き、市はその責任を負わない。

(分離可能性)

第24条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、関連法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された規定以外の部分は継続して効力を有するものとする。

(損害賠償等)

第25条 利用者又は取扱店舗の行為によって市が損害を被った場合、当該利用者又は取扱店舗は、市に対し、当該損害を賠償する。

2 利用者又は取扱店舗が、本アプリの運営終了・変更、本アプリの利用によるデータの消失・機器の故障、利用者端末の盗難・紛失、アカウント情報の詐取・漏洩等その他本アプリに関連して損害を被った場合、市は賠償する責任を一切負わない。

3 市は、利用者と取扱店舗その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負わない。ただし、市は、これらの紛争について、当該利用者、取扱店舗又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

(利用者及び取扱店舗への通知)

第26条 本規約の変更に関する通知その他市から利用者及び取扱店舗に対する通知は、本アプリ、事業ホームページへの掲示又はその他市の定める方法で行うものとする。

(知的財産権等)

第27条 本アプリを構成する素材(文章、写真、プログラム等)に関する一切の権利(所有権、知的財産権、肖像権等)は、市又は当該権利を有する第三者に帰属する。利用者及び取扱店舗は、市及び当該権利を有する第三者の許可なく、一切の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

(権利の譲渡等)

第28条 利用者及び取扱店舗は、市の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

(協議)

第29条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、市、利用者、取扱店舗及び委託事業者は、誠実に協議して解決を図ることに努める。

(本規約の変更・廃止)

第30条 市が定める本サービスに関する個別規程並びに随時利用者に対して通知する追加規程は、本規約の一部を構成するものとする。また、本規約の定め並びに個別規程及び追加規程の定めが異なる場合には、個別規程及び追加規程の定めを優先させるものとする。

2 市は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、本規約を変更又は廃止できる。この場合、市は、変更の内容及び変更の効力発生日を、事業ホームページ等に表示するこ

とにより告知するものとする。その際の本アプリの利用条件は、変更後の利用規約によるものとする。

3 変更後の利用規約については、市が告知した効力発生日から、効力を生じるものとする。

4 市が第2項に基づき告知した変更の効力発生日の到来後、本アプリを利用した場合には、本規約の変更に同意したものとする。

(準拠法)

第31条 本規約は、日本語を正文とし、日本国の法令に準拠し、解釈されるものとする。

(管轄)

第32条 本アプリに起因又は関連して利用者と市との間に生じた紛争については、市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和8年4月1日から施行する。